○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行に伴い、並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第一項（同法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項第二号の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第一号イ中「法人（」を「法人等（法人その他の団体であって、」に、「第四条第十一項各号に掲げる法人」を「第四条第十三項各号に掲げるもの」に、「定める法人を除く」を「定めるものを除いたものをいう」に、「当該法人」を「当該法人等」に改め、同号ハ及び同条第四項中「法人」を「法人等」に改める。

第十九条第一項第十号中「法人」を「法人等」に改める。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

○内閣府、厚生労働省令第十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行に伴い、並びに労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第五条第三項」を「第五条第五項」に改める。

第四十五条第五項第十三号中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第八十八条中「、投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加える。

第九十五条の二の次に次の三条を加える。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第九十五条の三　令第五条第一項第一号ロに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）であつて、連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第九十五条の五第一項第一号において同じ。）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（令第五条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする連結財務諸表提出会社である法人等（令第五条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（受信者連結基準法人等）

第九十五条の四　令第五条第二項第一号括弧書に規定する連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一　連結財務諸表提出会社

二　銀行法第二十一条第二項前段の規定により書類を作成しなければならない金庫その他当該規定に類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）

三　連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第九十五条の五　令第五条第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号に定める者に類する者

2　令第五条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者を除く。）とする。

一　前項第一号に掲げる場合　受信者連結基準法人等の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二　前項第二号に掲げる場合　前号に定める者に類する者

第九十六条第一項中「第五条第五項第一号」を「第五条第七項第一号」に改め、「、資金の貸付け又は手形の割引のうち」を削り、「貸出金勘定」を「次に掲げる勘定」に改め、同項に次の各号を加える。

一　コールローン勘定

二　買現先勘定

三　貸出金勘定